

## 制度改正に伴う訪問型サービス・通所型サービス利用の考え方

## (1) 訪問型サービス

【現行】

	訪問介護相当サービス			緩和した基準による訪問型サービス		
	週1回程度	週2回程度	週2回超	週1回程度	週2回程度	週2回超
事業対象者	○	○	○	○	○	○
要支援1	○	○		○	○	
要支援2	○	○	○	○	○	○

【改正後】

	訪問介護相当サービス			緩和した基準による訪問型サービス		
	週1回程度	週2回程度	週2回超	週1回程度	週2回程度	週2回超
事業対象者	△	△		○	△	
要支援1	△	△		○	△	
要支援2	○	○	○	○	○	○

## (2) 通所型サービス

【現行】

	通所介護相当サービス		緩和した基準による通所型サービス	
	週1回相当	週2回相当	週1回相当	週2回相当
事業対象者	○	○	○	○
要支援1	○		○	
要支援2		○		○

【改正後】

	通所介護相当サービス		緩和した基準による通所型サービス	
	週1回相当	週2回相当	週1回相当	週2回相当
事業対象者	△		○	
要支援1	△		○	
要支援2		○		○

### (3) サービス利用の考え方

- サービス利用に当たっては、地域資源（地域のサービスや活動の場等）を活用した自立支援を念頭に置き、原則、緩和した基準による市独自のサービスへ移行する。
- 事業対象者及び要支援1について、○印の基準緩和以外のサービス（△印）が必要な場合は、地域包括支援センターにおいて利用の適否を判断する。
- 事業対象者で要支援2相当のサービス利用の必要がある場合には、要支援認定申請により、要支援2の認定を受ける必要あり。

#### 【事業対象者・要支援1の場合】

}	訪問型	緩和した基準による訪問型サービス (市独自訪問型サービス)	週1回程度
	通所型	緩和した基準による通所型サービス (市独自通所型サービス)	週1回相当

※原則、市独自サービスの週1回利用とし、回数増や従前相当サービスが必要な場合は、地域包括支援センターへ事前に相談を行う。

#### 【要支援2の場合】

}	訪問型	緩和した基準による訪問型サービス (市独自訪問型サービス)	週1～3回程度
		訪問介護相当サービス (従前相当訪問型サービス)	週1～3回程度
}	通所型	緩和した基準による通所型サービス (市独自通所型サービス)	週1～2回相当
		通所介護相当サービス (従前相当通所型サービス)	週1～2回相当

※同サービス内での併用はできません。

【例1】「通所介護相当サービス」と「緩和した基準による通所型サービス」の併用は不可。

【例2】「訪問介護相当サービス」と「緩和した基準による通所型サービス」の組み合わせは可能。

※原則以外の利用を希望する場合の取り扱いについては、**資料8**「事業対象者・要支援1認定者のサービス例外利用の取り扱いについて」を参照ください。